

IDEC株式会社

証券コード 6652

## 第71期 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2018年6月15日（金曜日）午後3時  
（受付開始：午後1時30分予定）

**場所** 大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号  
当会社本店 2階ホール  
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の  
報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金精算支給の件
- 第7号議案 ストックオプションとして発行する新株予約権の  
募集事項の決定を当社取締役会へ委任する件

### お土産の取り止めについて

株主さま全体の公平性への配慮から、本年より総会ご出席株主さまのお土産を廃止させていただきます。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当社へのご理解をより一層深めていただくため、株主総会終了後、株主さまとの懇談の場を設けさせていただきます。

# IDEC

Think Automation and beyond...

## 真のグローバル企業となるための 変革を推進してまいります。

皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

IDECグループは、「社会貢献を念頭においたものづくり」を経営理念のひとつに掲げ、創業以来、制御技術、安全技術を核とするさまざまな製品やサービスを社会へ提供してまいりました。

2017年3月に設立70周年を迎えたIDECは、フランス APEM社をグループに加えたことで、制御用操作スイッチをはじめとするHMI分野の製品ラインアップ拡充と新規市場への参入が可能となり、グローバルシェアNo.1を目指すことができる環境となりました。またIDECが強みを持つ安全分野においても、新世代の安全思想である「Safety 2.0」など新たな規格づくりの推進や、安全関連機器の普及を通じて、世界一安全・安心を追求し、実現する企業を目指しております。

こういった主力事業の強化だけでなく、制御技術などを活かした新規事業の拡大により社会課題の解決に貢献し、「真のグローバル企業への変革」を推進することで、売上高1,000億円、営業利益率15%以上を目指し、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2018年5月25日

代表取締役会長兼社長

舩木俊之



## 企業目標

社員すべてが人間性を尊重しつつ企業の発展を通じて社会経済に貢献し、人生に意義あらしめるにある。

## 経営理念

IDECは、ここに働く人達のためにあり、その豊かな生活の向上と働きがい生きがいを生み出さなければならない。

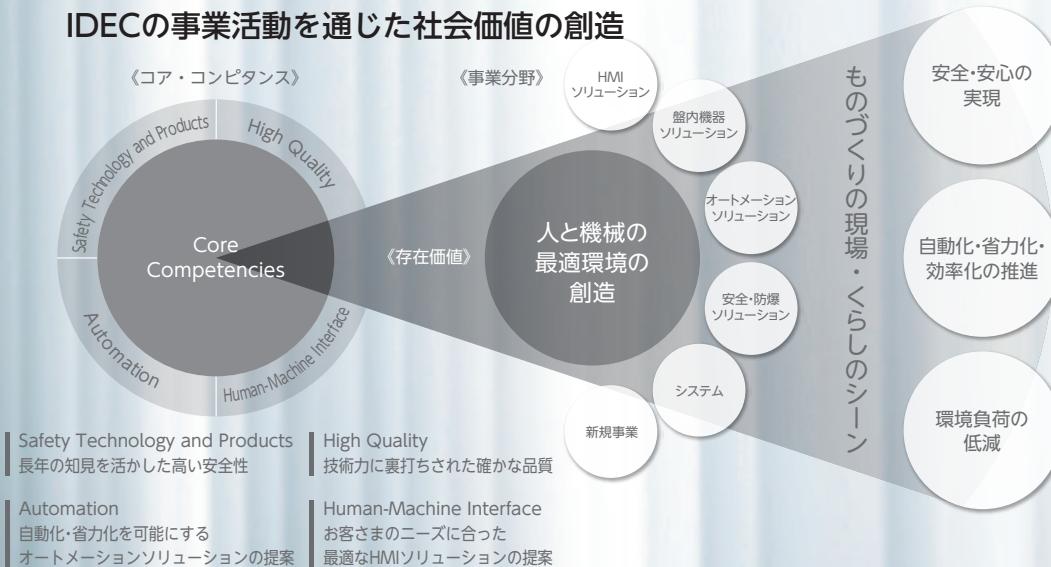
企業の成長、発展はそのためにあり、利潤の追求はその手段として最も重要である。

各自の仕事の役割は違って、心を一つにして、共通の目的の達成に努めなければならない。

ガラス張り経営を貫き、相互信頼を高め、成果の公正な配分をはからなければならない。

社会に貢献することを常に考え、製品に誇りをもち、常に優れた製品を供給するとともに、奉仕と感謝の気持ちを決して忘れてはならない。

## IDECの事業活動を通じた社会価値の創造



## 第71期定時株主総会招集ご通知

当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権の行使等についてのご案内」に従って、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 2018年6月15日（金曜日）午後3時（受付開始：午後1時30分予定）
2. 場 所 大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号  
当会社本店 2階ホール  
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項 **報告事項**
  1. 第71期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第71期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)計算書類の内容報告の件**決議事項**

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第5号議案	監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第6号議案	退任監査役に対する退職慰労金精算支給の件
第7号議案	ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任する件
4. 株主総会参考書類  
および招集通知  
添付書類に関する  
事 項
  - (1) 法令および定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知添付書類のうち、以下の事項を当社ウェブサイト(<http://jp.idec.com>)に掲載しております。
    - ①事業報告の「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制整備および当該体制の運用状況に関する事項」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に加えて上記①～③も含まれております。
  - (2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は修正後の事項を上記(1)に記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

## Notice of the 71st annual general meeting of shareholders

### 議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3つの方法のいずれかにて議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- 郵送またはインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合、またはパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 1 株主総会へ出席する場合



本招集ご通知をご持参のうえ、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2018年6月15日(金)  
午後3時(受付開始:午後1時30分予定)

#### 2 議決権行使書を郵送する場合



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

行使期限

2018年6月14日(木)  
午後5時15分到着分まで

#### 3 インターネットによる議決権行使の場合



下記議決権行使専用サイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2018年6月14日(木)  
午後5時15分送信分まで

議決権行使専用サイト

<https://www.web54.net>

[アクセス用QRコード]▶



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート(専用ダイヤル)

☎ 0120-652-031 受付時間/9:00~21:00

### 議決権行使専用サイトのご利用方法

#### ① 議決権行使専用サイトにアクセス

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し[ログイン]をクリックしてください。

#### ③ パスワードを変更し、登録する

パスワードを変更してください。変更後の新しいパスワードはご自身で管理願います。

#### ② パスワードを入力する

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し[次へ]をクリックしてください。

#### ④ 議決権を行使する

画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

以下の理由から定款の一部変更を行うものであります。なお、本議案の定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

- (1) 当社では従来から、監督機能および業務執行機能の強化ならびに経営の透明性の向上等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。  
 今般、より迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらなるコーポレートガバナンスの強化ならびに企業価値の向上を図るため、現在の監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これにともない、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、迅速な意思決定を可能にするための業務執行取締役への権限委任に関する規定の新設、その他の所要の変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことにともない、社外取締役に限らず、業務を執行しない取締役にその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更にもなう章の表題および条数の調整を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u>	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u>

## Reference documents

現行定款	変更案
<p>(3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>	<p>(削除) (3) 会計監査人</p>
<p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条 (員数) 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>第18条 (員数) 当社の<u>監査等委員でない取締役は、7名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第19条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>第19条 (選任方法) <u>監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 (任期) 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、</u></p>

## Reference documents

現行定款	変更案
<p>第21条～第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>第25条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p><u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>第25条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>第26条</u> (重要な業務執行の決定の取締役への委任) 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p><u>第26条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第27条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第27条</u> (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p><u>第28条</u> (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
<p><u>第28条</u> (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></u></p>	<p><u>第29条</u> (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を</u></u></p>

## Reference documents

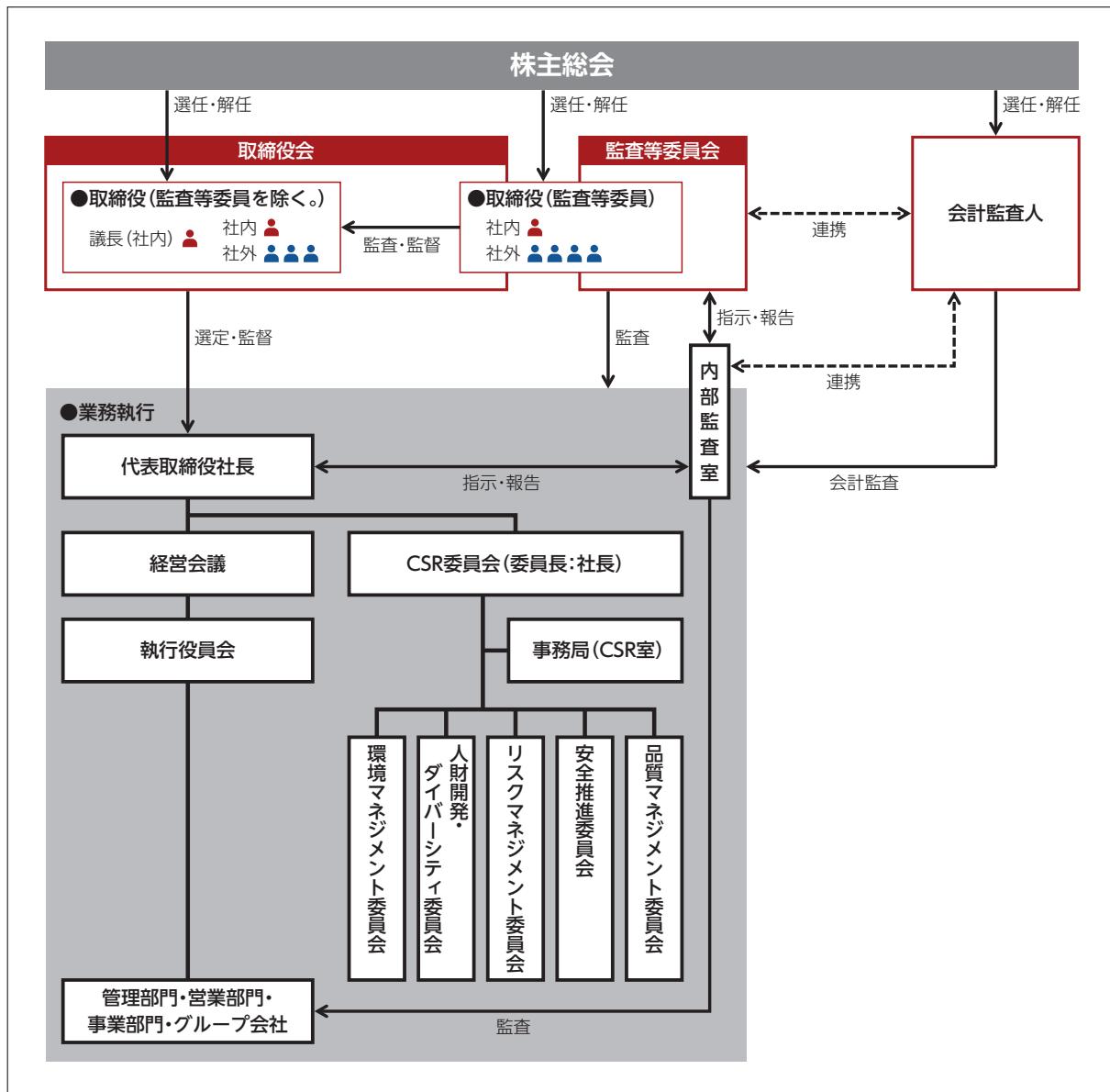
現行定款	変更案
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。	限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
第29条 (員数) <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削除)
第30条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
第31条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
第32条 (常勤監査役) <u>常勤監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u>	(削除)
第33条 (監査役会の招集通知)	第30条 (監査等委員会の招集通知)

現行定款	変更案
<p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u>  <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p>	<p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。</u>  <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p>
<p>第34条 (監査役会規程)  <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第31条 (監査等委員会規程)  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第35条 (報酬等)  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p>第36条 (監査役の責任免除)  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u>  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を</u></p>	(削除)

## Reference documents

現行定款	変更案
<p><u>限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p>	
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第37条～第38条 (条文省略)	第32条～第33条 (現行どおり)
第39条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第34条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第40条～第42条 (条文省略)	第35条～第37条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
	<p><u>2018年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除および社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結にともなう変更前の定款に定めるところによる。</u></p>

ご参考 監査等委員会設置会社移行後のガバナンス体制図



## Reference documents

### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(7名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	
1	ふな き とし ゆき <b>船 木 俊 之</b>	
	現在の当社における地位・担当 代表取締役会長兼社長 代表執行役員	
	<b>再任</b>	
2	ふな き みき お <b>船 木 幹 雄</b>	
	現在の当社における地位・担当 代表取締役専務 専務執行役員	
	<b>再任</b>	
3	なか がわ たけし <b>中 川 剛</b>	
	現在の当社における地位・担当 取締役	
	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	

候補者番号	氏名	
4	はっ た のぶ お <b>八 田 信 男</b>	
	現在の当社における地位・担当 取締役	
	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	
5	やま もと たく じ <b>山 本 卓 二</b>	
	現在の当社における地位・担当 取締役	
	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	

(注)第2号議案に関する注記は16頁に記載しております。

# 1 船木 俊之

1947年8月30日生

再任

所有する当社の株式の数

353,987株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



## 略歴(地位および担当)

- 1975年10月 IDEC CORPORATION  
Executive Vice President
- 1985年7月 当社 取締役
- 1990年12月 当社 常務取締役
- 1994年6月 当社 専務取締役
- 1997年6月 当社 代表取締役社長
- 2000年4月 当社 代表執行役員(現任)
- 2006年6月 当社 代表取締役会長兼社長(現任)

## 取締役候補者とした理由

代表取締役会長兼社長を歴任しており、その豊富な経験と実績をもって継続企業としての持続的な成長を目指すため、現在の職務を担っていただくことが最適であると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

## 重要な兼職の状況

IDEC CORPORATION Chairman, C.E.O.

# 2 船木 幹雄

1953年1月17日生

再任

所有する当社の株式の数

180,969株

取締役会出席率(2017年度)

86%(6/7回)



## 略歴(地位および担当)

- 1979年6月 IDEC CORPORATION 入社
- 1991年6月 IDEC CORPORATION Vice President
- 1993年4月 当社 入社
- 1997年6月 当社 取締役
- 1999年4月 当社 執行役員  
IT(インフォメーションテクノロジー)担当
- 2003年5月 当社 専務取締役
- 2003年5月 当社 専務執行役員(現任)
- 2006年6月 当社 代表取締役専務(現任)

## 取締役候補者とした理由

当社および当社グループ会社で長年にわたり経営に携わり、海外事業を中心に豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績が、当社の持続的な成長に繋がると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

## 重要な兼職の状況

IDEC CORPORATION President, C.O.O.

### 3 なか がわ 中川 たけし 剛

1941年9月13日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

27,051株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



#### 略歴(地位および担当)

1998年6月 株式会社東芝 常務  
2000年6月 同社 上席常務  
2003年6月 同社 取締役執行役専務  
2004年6月 同社 取締役代表執行役副社長  
2006年6月 同社 常任顧問  
2007年6月 当社 取締役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由

電機業界をグローバルに捉えた豊富な知識・経験と経営手腕を高く評価したもので、当社とは利害関係のない独立的な立場からの確かつ有意義な助言をいただけると判断し、昨年に引き続き候補者としていたしました。

#### 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

### 4 はっ た のぶ お 八田 信男

1946年12月13日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

11,774株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



#### 略歴(地位および担当)

1997年6月 ローム株式会社 取締役海外営業本部長  
2003年7月 同社 取締役渉外担当  
2004年9月 同社 取締役管理本部長  
2009年12月 同社 取締役特命担当  
2011年6月 同社 チーフアドバイザー  
2012年6月 当社 取締役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由

半導体業界において長年にわたり海外事業を中心に携わっており、その豊富な知識と経験を高く評価したもので、当社とは利害関係のない独立的な立場からの確かつ有意義な助言をいただけると判断し、昨年に引き続き候補者としていたしました。

#### 重要な兼職の状況

株式会社ファーマフーズ 社外監査役

# 5 やまもと たくじ 山本 卓二

1949年11月26日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数  
3,659株

取締役会出席率(2017年度)  
100%(7/7回)



## 略歴(地位および担当)

- 1995年 9月 OMRON MANAGEMENT CENTER OF EUROPE 副社長
- 2001年 6月 オムロン株式会社 執行役員
- 2003年 4月 同社 コントロール機器統轄事業部統轄事業部長
- 2005年 6月 同社 執行役員常務
- 2009年 4月 OMRON MANAGEMENT CENTER OF AMERICA, INC. CEO
- 2015年 6月 当社 取締役(現任)

## 社外取締役候補者とした理由

制御機器業界において長年にわたり海外事業の立ち上げ、事業戦略の立案・遂行を中心に携わっており、その豊富な知識と経験を高く評価したもので、当社とは利害関係のない独立的な立場からの確かつ有意義な助言をいただけると判断し、昨年に引き続き候補者としていたしました。

## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏は、社外取締役候補者であり、また、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 中川剛氏が取締役に務めていた株式会社東芝と当社との間には取引関係がありますが、2017年度における取引規模は連結売上高の1%未満であり、その独立性に問題はございません。また、八田信男氏が取締役に務めていたローム株式会社、および山本卓二氏が執行役員を務めていたオムロン株式会社と当社との間には取引関係はなく、その独立性に問題はございません。
4. 取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏は、現在当社の社外取締役にありますが、取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって中川剛氏は11年、八田信男氏は6年、山本卓二氏は3年となります。
5. 当社は取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額としております。なお、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	候補者 番号	氏名	
1	ふじ た けい じ ろう <b>藤田 慶二郎</b> 現在の当社における地位・担当 取締役  <b>再任</b>		4 かわ ひと まさ たか <b>川人 正孝</b> 現在の当社における地位・担当 監査役  <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	
2	たに ぐち ひろ かず <b>谷口 弘一</b> 現在の当社における地位・担当 監査役  <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>		5 かな い み ち こ <b>金井 美智子</b> 現在の当社における地位・担当 取締役  <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	
3	さか もと まさ のり <b>阪本 政敬</b> 現在の当社における地位・担当 監査役  <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>			

(注)第3号議案に関する注記は20頁に記載しております。

# 1 藤田 慶二郎

1946年12月7日生

再任

所有する当社の株式の数

730,737株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



## 略歴(地位および担当)

- 1977年 3月 当社 入社
- 1992年 5月 エリデック株式会社 取締役
- 1992年 6月 当社 取締役
- 1997年10月 エリデック株式会社 代表取締役社長
- 1998年 6月 当社 上級執行役員(現常務執行役員)
- 2008年 6月 当社 取締役(現任)

## 取締役候補者とした理由

当社および当社グループ会社で長年にわたり事業運営に携わり、また人事および内部統制担当執行役員としての任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。これらの経験と知識が、当社の監査体制の強化に繋がると判断し、候補者いたしました。

## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

# 2 谷口 弘一

1935年6月8日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式の数

6,534株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



## 略歴(地位および担当)

- 1966年10月 公認会計士開業登録
- 1967年 2月 税理士開業登録
- 1970年12月 日新監査法人 代表社員
- 1986年 1月 センチュリー監査法人 理事
- 1993年 5月 同法人 常任理事
- 1998年 5月 同法人 副会長
- 2004年 6月 当社 監査役(現任)

## 社外取締役候補者とした理由

公認会計士として豊富な知識と経験をもって財務および会計的視点から当社の監査体制の強化に寄与していただいております。独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、候補者いたしました。

## 重要な兼職の状況

公認会計士・税理士(公認会計士税理士谷口弘一事務所所長)

### 3 さかもと まさのり 阪本 政敬

1942年1月31日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式の数

9,324株

取締役会出席率(2017年度)

86%(6/7回)



#### 略歴(地位および担当)

- 1970年4月 大阪弁護士会 登録
- 1991年4月 大阪弁護士会 副会長
- 2002年6月 日本弁護士連合会 研修委員長
- 2004年6月 当社 監査役(現任)
- 2009年11月 大阪府入札監視委員会 委員長

#### 社外取締役候補者とした理由

弁護士として法律に関して高度な専門的知識を有し、その豊富な知識と高い見識に基づく監査能力をもって当社の監査体制の強化に寄与していただいております。独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、候補者といたしました。

#### 重要な兼職の状況

弁護士(関西中央法律事務所 代表)

### 4 かわひと まさたか 川人 正孝

1948年4月15日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式の数

5,097株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



#### 略歴(地位および担当)

- 2000年7月 社税務署長
- 2005年7月 西宮税務署長
- 2007年7月 神戸税務署長
- 2008年9月 川人正孝税理士事務所 開設
- 2010年6月 当社 監査役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由

税務署での勤務、また税理士として専門的知識を有していることから、会計および税務に関する当社の監査体制の強化に寄与していただいております。独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、候補者といたしました。

#### 重要な兼職の状況

税理士(川人正孝税理士事務所 所長)

# 5 かな い み ち こ 金井 美智子

1955年6月16日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

1,655株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



## 略歴(地位および担当)

- 1990年4月 大阪弁護士会 登録  
大江橋法律事務所  
(現弁護士法人大江橋法律事務所) 入所
- 1998年4月 同所 パートナー
- 2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員(現任)
- 2016年6月 当社 取締役(現任)

## 社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に関する高度な専門的知識を有していることから、法律に関する当社の監査体制の強化に寄与いただくことが期待でき、独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、候補者といたしました。

## 重要な兼職の状況

弁護士(弁護士法人大江橋法律事務所 社員)  
コンドーテック株式会社 社外取締役  
三共生興株式会社 社外監査役

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者谷口弘一氏、阪本政敬氏、川人正孝氏、金井美智子氏は、社外取締役候補者であり、また、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査等委員である取締役候補者谷口弘一氏、阪本政敬氏、川人正孝氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって谷口弘一氏は14年、阪本政敬氏は14年、川人正孝氏は8年となります。また、監査等委員である取締役候補者金井美智子氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は監査等委員である取締役候補者谷口弘一氏、阪本政敬氏、川人正孝氏、金井美智子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額としております。なお、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、藤田慶二郎氏の選任が承認可決された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額といたします。

### 〈社外役員の独立性についての考え方〉

---

当社では積極的に社外役員を任用しており、その際には高度な専門的知識を有する方、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある方を選任しております。また、社外役員が以下のいずれにも該当する場合、独立性を有するものと考えております。

- (1) 当社（当社グループ会社含む、以下同じ）の業務執行者ではないこと。
- (2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
- (3) 当社の主要な取引先またはその業務執行者ではないこと。
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）ではないこと。
- (5) 当社から一定額以上の寄付または助成を受けている者ではないこと。
- (6) 当社の大株主、またはその業務執行者ではないこと。
- (7) 取締役を選任される前の5年間に上記（1）から（6）に該当していないこと。
- (8) 上記（1）から（6）のいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族ではないこと。

## 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2011年6月17日開催の第64期定時株主総会において、年額360百万円以内(うち社外取締役分年額30百万円以内)とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行にともない、現在の取締役の報酬額に代えて、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額その他諸般の事情も考慮して、年額360百万円以内(うち社外取締役分年額30百万円以内)とさせていただきますと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名(うち社外取締役4名)であり、本議案にかかる取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと5名(うち社外取締役3名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任その他諸般の事情を考慮し、年額80百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案にかかる監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金精算支給の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、監査役古川正行氏は本総会終結の時をもって退任いたします。

つきましては、監査役古川正行氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額（当社において役員退職慰労引当金として計上している57百万円の10分の1相当額以下）の範囲内で退職慰労金を贈呈することにつきご承認をお願いするものであり、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、当社は、経営改革の一環として、年功的要素が強く会社業績との関連が薄い役員退職慰労金制度を変更し、2003年6月20日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、その積み上げを停止し、それまでに積み上げられた退職慰労金については、役員退任時に支払わせていただく旨の決議を同定時株主総会にて行っており、本議案はこれに基づくものであります。

精算支給する退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名				略 歴
ふる	かわ	まさ	ゆき	1996年6月 当社 常勤監査役（現任）
古	川	正	行	

## 第7号議案

## ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員および当社子会社の取締役（以下、従業員等という。）に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

**1. 株主以外の者に対して特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集する理由**

従業員等の意欲や士気を高め、当社グループ業績の向上や国際競争力の増大に資することを目的として、以下の要領により金銭の払込みを要することなく新株予約権を無償で発行するものであります。

**2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限**

395個

**3. 新株予約権の払込金額**

無償とする。（本件新株予約権につき金銭の払込みを要しない。）

**4. 新株予約権の内容****(1) 新株予約権の割当を受ける者**

従業員等とする。

**(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数**

当社普通株式39,500株を総株数の上限とし、本件新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

## Reference documents

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における終値平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

### (4) 新株予約権の権利行使期間

2020年7月1日から2022年6月30日までとする。

### (5) 新株予約権の行使の条件

① 権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要する。  
ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

② その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

残額は資本準備金に組み入れるものとする。

### (7) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### (8) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。

#### (9) 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記②に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑥ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### (10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

## 1 事業の経過および成果

## 売上高

**59,783**百万円 前期比 **37.7%**増

- 国内:HMIソリューション製品や安全関連機器の売上が堅調に推移
- 海外:APEM社の寄与によりHMIソリューション製品の売上が伸長

## 経常利益

**6,484**百万円 前期比 **93.1%**増

- 主として増収効果による

## 営業利益

**6,112**百万円 前期比 **72.3%**増

- 主として増収効果による

## 親会社株主に帰属する当期純利益

**5,296**百万円 前期比 **117.0%**増

- 主として増収効果による

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費や設備投資などが好調に推移し景気は引き続き緩やかに拡大しており、欧州や中国においても底堅い状況となっております。わが国経済においては、雇用や所得環境の改善により、景気は緩やかな回復傾向が続いております。

当社グループを取り巻く環境については、設備投資の増加や、中国を中心とした生産設備の自動化ニーズの高まりなどから工作機械受注も好調に推移しております。これらの影響から、当社が所属する一般社団法人日本電気制御機器工業会の2017年度の出荷高は、過去最高額となりました。

このような状況のなか、国内ではHMIソリューション製品や、安全関連機器などの安全・防爆ソリューション製品の売上が堅調に推移しました。またプログラマブルコントローラや、2017年にグループ会社に加わった株式会社ウェルキャットの自動認識機器の売上が

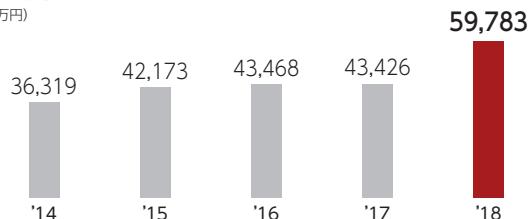
10月より寄与したことなどから、オートメーションソリューション製品の売上が伸長したものの、環境関連事業の売上が減少した結果、国内売上高は281億5千8百万円(前期比0.8%増)となりました。海外においては、中国でHMIソリューション製品や盤内機器ソリューション製品の売上が伸長し、米州ではオートメーションソリューション製品の売上が堅調に推移しました。また、APEMグループの売上が当期より寄与し、主に欧州においてHMIソリューション製品の売上が増加した結果、海外売上高は316億2千5百万円(前期比104.2%増)となりました。

利益面におきましては、営業利益は61億1千2百万円(前期比72.3%増)、経常利益は64億8千4百万円(前期比93.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は52億9千6百万円(前期比117.0%増)となるなど、売上高、利益ともに過去最高の業績となりました。

## 財産および損益の状況の推移

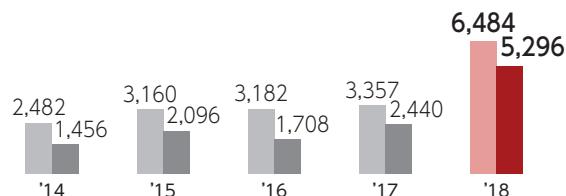
## 売上高

(百万円)



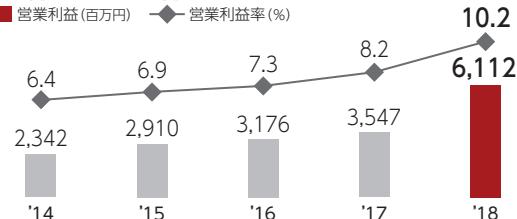
## 経常利益 &amp; 親会社株主に帰属する当期純利益

■ 経常利益 (百万円) ■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



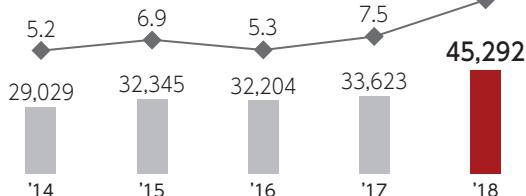
## 営業利益 &amp; 営業利益率

■ 営業利益 (百万円) ◆ 営業利益率 (%)



## 純資産 &amp; ROE

■ 純資産 (百万円) ◆ ROE (%)



項目	期別	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期 (当連結会計年度)
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高	(百万円)	36,319	42,173	43,468	43,426	59,783
営業利益	(百万円)	2,342	2,910	3,176	3,547	6,112
経常利益	(百万円)	2,482	3,160	3,182	3,357	6,484
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,456	2,096	1,708	2,440	5,296
1株当たり当期純利益	(円)	49.14	69.45	56.50	80.68	170.37
総資産	(百万円)	45,778	49,378	49,328	85,441	91,554
純資産	(百万円)	29,029	32,345	32,204	33,623	45,292
1株当たり純資産	(円)	959.56	1,062.53	1,057.28	1,102.20	1,370.01
ROE (自己資本利益率)	(%)	5.2	6.9	5.3	7.5	13.5

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。  
 2. 2017年3月期に行った企業結合に係る暫定的な会計処理の確定にともない、取得原価の配分見直しを行いましたので、2017年3月期の総資産合計にこれらを反映しております。

# Sales by product group

(注) 当連結会計年度より製品区分を変更しており、以下の過年度の数値については、変更後の製品区分に組み替えた数値を記載しております。

## HMIソリューション



日本や中国を中心とするアジア・パシフィック地域において、主力の制御用操作スイッチが堅調に推移しました。米州やEMEAにおいては、APEMグループの子会社化による寄与もあり売上が伸長しました。

### 主要な事業内容

HMI (Human-Machine Interface: 人と機械が触れ合う環境) の核となる、「制御用操作スイッチ」や「ジョイスティック」、「表示灯」などの製品群です。



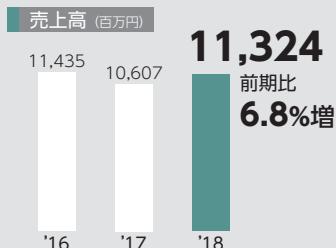
## 盤内機器ソリューション



日本の景気拡大傾向や、中国経済の回復基調を背景として、制御用リレーや端子台が好調に推移しました。

### 主要な事業内容

機械や生産ラインなどを制御・操作するための制御盤の中に組み込み、機械・装置の制御部分の基礎として使用される、「スイッチング電源」、「端子台」、「制御用リレー/ソケット」、「サーキットプロテクタ」などの製品群です。



## オートメーションソリューション



プログラマブルコントローラおよび自動認識機器製品が伸長したことに加え、米州においてはプログラマブル表示器が堅調に推移しました。

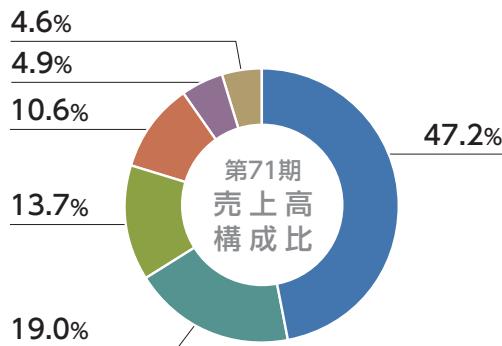
### 主要な事業内容

産業現場や暮らしのさまざまなシーンにおける機器の自動化に貢献する各種製品、機械・装置の頭脳役をする「プログラマブルコントローラ」や、快適な機械・装置の操作環境を実現する「プログラマブル表示器」に加え、リテールや物流分野などさまざまな分野で活用されている「自動認識機器」などの製品群です。



製品別売上高

- HMIソリューション
- 安全・防爆ソリューション
- 盤内機器ソリューション
- システム
- オートメーションソリューション
- その他



安全・防爆ソリューション



日本に加え、米州やEMEA、中国を中心とするアジア・パシフィックにおいて、安全スイッチやイネーブル装置などの安全関連機器の売上が伸びました。

主要な事業内容

産業現場の安全を守る「安全スイッチ」や「イネーブル装置」といった「安全関連機器」に加え、石油・化学プラントなど、爆発性のガスが存在する現場での事故を未然に防ぐ「防爆関連機器」などの製品群です。

売上高 (百万円)



システム



日本において、主に半導体・液晶製造装置用の制御盤の売上が堅調に推移しました。

主要な事業内容

さまざまな顧客ニーズに合わせてIDECの製品をシステム化してご提供する「各種システム」などの製品群です。

売上高 (百万円)



その他



日本において、主にメガソーラーなどの再生可能エネルギー事業の売上が減少しました。

主要な事業内容

メガソーラーをはじめとする「再生可能エネルギー事業」に加え、太陽光併用型農業プラントのトータルソリューションを提供する「次世代農業ソリューション」、IDECの強みである安全関連機器・安全技術を組み合わせて最適なシステムを構築する「協働ロボットシステムソリューション」などの事業や製品群です。

売上高 (百万円)



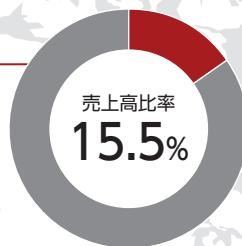
## 2 当社の主要な拠点と重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

### Americas



**売上高** 9,265百万円  
前期比 68.6%増

APEMグループの売上寄与によるHMIソリューション製品の売上増加に加え、プログラマブル表示器の売上が好調に推移しました。



### Global network

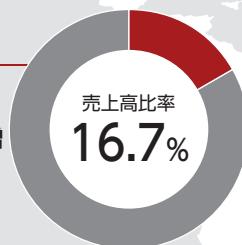


### EMEA



**売上高** 9,999百万円  
前期比 560.6%増

APEMグループの売上寄与により、制御用操作スイッチやジョイスティックなどHMIソリューション製品の売上が伸長しました。



### 重要な子会社

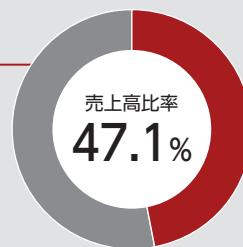
会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
<b>A</b> IDECシステムズ&コントロールズ株式会社	大阪府	170百万円	100%	太陽光発電システム・エネルギーソリューションの提供
<b>B</b> IDEC AUTO-ID SOLUTIONS株式会社	大阪府	300百万円	100%	自動認識機器の販売
<b>C</b> IDECロジスティクスサービス株式会社	兵庫県	10百万円	100%	制御機器の機装組立・物流業務受託
<b>D</b> IDECファクトリーソリューションズ株式会社	愛知県	33百万円	100%	制御用周辺機器・制御盤関連機器の製造・販売
<b>E</b> 株式会社 ウェルキャット	東京都	80百万円	100%	自動認識機器の開発・製造・販売
<b>F</b> IDEC CORPORATION	米国	4,800千米ドル	100%	制御機器の製造・販売
<b>G</b> A P E M , I n c .	米国	22,800千米ドル	100%(100%)	制御機器の開発・製造・販売
<b>H</b> M M I T e c h n o l o g i e s	フランス	32,282千ユーロ	100%(2.4%)	持株会社
<b>I</b> A P E M S A S	フランス	10,222千ユーロ	100%(100%)	制御機器の開発・製造・販売
<b>J</b> 蘇州和泉電気有限公司	中国	10,730千米ドル	100%(14%)	制御機器・部品の製造・販売
<b>K</b> 愛徳克電気貿易(上海)有限公司	中国	300千米ドル	100%(100%)	制御機器の販売
<b>L</b> 愛徳克電子科技(上海)有限公司	中国	2,000千人民币	100%(100%)	電子製品用ソフトウェア・回路の設計開発

## Japan

売上高 **28,158**百万円

前期比 **0.8%**増

制御用操作スイッチに加え、安全関連機器の売上が堅調に推移しましたが、環境関連事業の売上が減少しました。

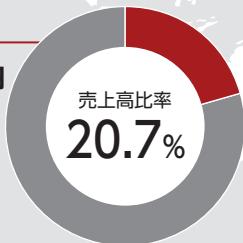


## Asia Pacific

売上高 **12,360**百万円

前期比 **45.8%**増

中国を中心に、制御用操作スイッチや、制御用リレー、安全関連機器などの売上が伸長しました。



### 当社の主要な拠点

所在地	名称
大阪府	本社、技術研究センター、大阪営業所
東京都	東京本社、東京営業所
茨城県	筑波事業所(工場)
兵庫県	尼崎・福崎・滝野事業所(各工場)、 竜野物流センター
宮城県	仙台営業所
愛知県	名古屋営業所
広島県	広島営業所
福岡県	福岡営業所

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
M 和泉電気自動化制御(深圳)有限公司	中国	200千米ドル	100%(100%)	制御機器の販売
N 和泉電気(北京)有限公司	中国	200千米ドル	100%(100%)	制御機器の販売
O IDEC HONG KONG CO., LTD.	香港	5,000千香港ドル	100%	持株会社
P IDEC IZUMI (H.K.) CO., LTD.	香港	15,600千香港ドル	100%(100%)	制御機器の販売
Q 台湾愛徳克股份有限公司	台湾	60,000千台湾ドル	100%	制御機器・部品の製造・販売
R 台湾和泉電気股份有限公司	台湾	15,000千台湾ドル	70%	制御機器の販売
S IDEC ASIA (THAILAND) CO., LTD.	タイ	250,000千バーツ	100%	制御機器・部品の製造・販売
T IDEC IZUMI ASIA PTE LTD.	シンガポール	1,000千シンガポールドル	100%	制御機器の販売
U IDEC Australia Pty. Ltd.	オーストラリア	525千豪ドル	100%(100%)	制御機器の販売

(注) 1. 出資比率の( )内は、間接所有比率(内数)であります。

2. 2017年8月31日付で、株式会社ウェルキャットの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

### 3 対処すべき課題

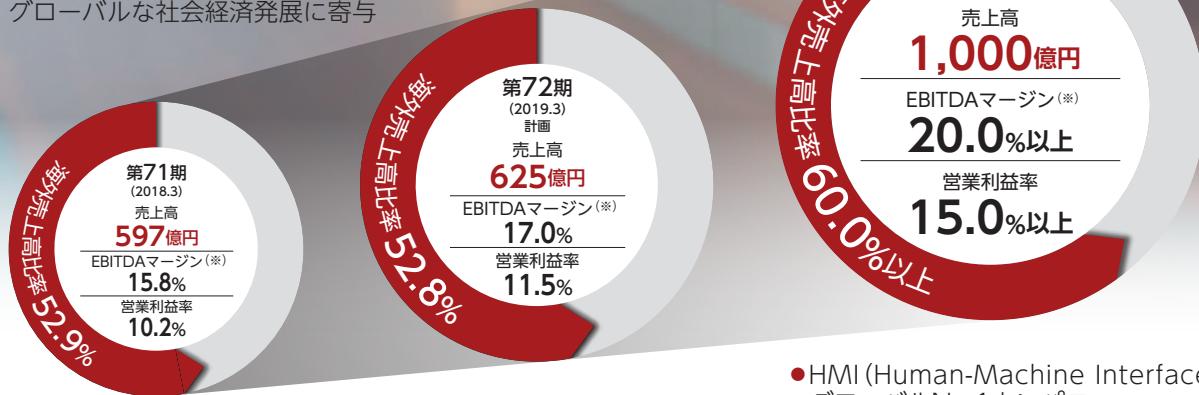
変革と挑戦を続けることで  
企業価値を向上し、  
持続的な成長を実現してまいります。

IDECが持続的な成長を続け、グローバル企業として新たなステージへと飛躍するため、主力事業の強化や新規事業の拡大を図るとともに、経営基盤の強化にも取り組んでおります。



#### 長期ビジョン

長年培ってきた制御技術・新技術への挑戦を通じて、企業の発展に貢献し、グローバルな社会経済発展に寄与



※ EBITDA：営業利益+減価償却費+のれん償却費+支払利息

- HMI (Human-Machine Interface) のグローバルNo.1カンパニーへ
- 世界一安全・安心を追求・実現する企業に
- 社会課題解決に貢献する新規事業の推進

## 1 主力事業の強化

### 注力業界の選択と集中

IoTの普及や自動化の進展、産業現場の安全確保など、社会課題や顧客ニーズに柔軟に対応するため、IDECが強みを持ち、成長が期待できる注力業界に対して専任チームを設置しています。

マーケティングリソースの効率化を図るとともに、顧客との関係を強化することで、高付加価値な提案や競争力のあるソリューションをグローバルに提供しています。



## 2 新規事業の拡大

### コア技術を活かした新たな価値の創造

製造業で培ってきた技術を活用し、太陽光併用型の次世代農業プラントのトータルサポートをご提供することで、農業の工業化に貢献しています。

また、再生可能エネルギー事業や協調安全ロボットシステム、ファインバブル技術を用いた事業の推進により、新たな価値を創造し、社会に貢献していきます。

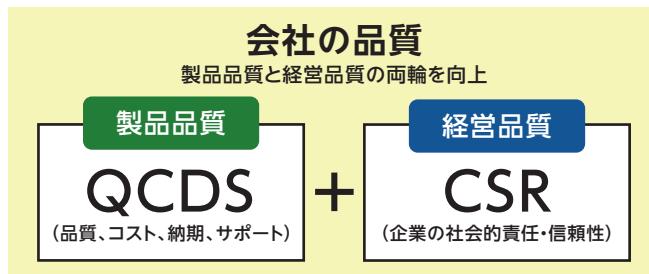


## 3 経営基盤の強化

### 企業価値の最大化

会社の品質は、製品品質だけでなく、環境や社会性、企業統治などの経営品質を加えた総合的な評価で判断されることから、CSR活動の推進により経営品質の向上を図っています。

また、グローバル人財の育成やダイバーシティを推進することで、企業価値の最大化を目指しています。



# Governance

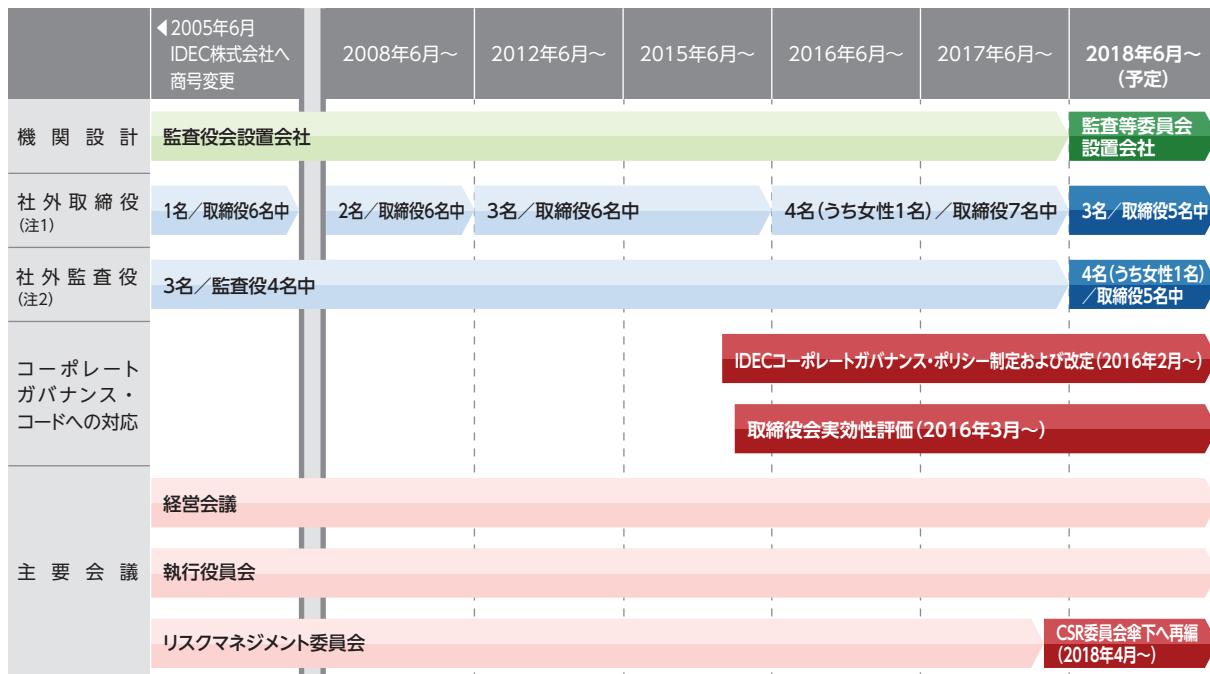
## 4 / コーポレートガバナンスへの取り組み

IDECグループでは、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーに対して、経営の透明性ならびに効率性を確保することをコーポレートガバナンスの基本と考え、そのために、社外役員を積極的に任用するとともに、経営の監督機能と執行機能の分離を行い、常に透明性と効率性を重視した経営を行っております。

また、コーポレートガバナンスに対する考え方や運営方針を周知するため、「IDECコーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しており、さらなるガバナンスの強化に向けた取り組みを進めてまいります。

■IDECコーポレートガバナンス・ポリシー <http://jp.idec.com/ja/aboutIDEC/ir/investors/governance>

### 【コーポレートガバナンス体制の変遷】



(注1) 監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員でない社外取締役を指す。

(注2) 監査等委員会設置会社への移行後は、監査等委員である社外取締役を指す。

# CSR

## 5 / CSRへの取り組み

IDECグループは創業以来、「社員すべてが人間性を尊重しつつ企業の発展を通じて社会経済に貢献し、人生に意義あらしめるにある」という企業目標のもと、CSR活動に取り組んできました。

とりわけ、「安全の普及」と、「地球環境保護への貢献」をその活動の中心に据え、グループ行動基準、国連グローバル・コンパクトの10原則に基づき、事業活動を通じた社会貢献に積極的に取り組んでいます。

2017年4月にはCSR室を新設し、「IDECグループCSR憲章」を制定するなど、さらなる活動強化に取り組んでいます。

### IDECグループCSR憲章

#### 社員の皆さまへ

IDECグループは、社員に対して、安全・快適で働きやすい職場環境を提供し、社員の皆さまが誇りを持って働き甲斐を感じる企業を目指します。

#### お客さまへ

IDECグループはお客さまに対して、「安心」、「安全」を提供する高品質、高性能な製品の開発・生産・販売を約束します。そして、誠実できめ細やかなサービスの提供、適切な情報開示を心掛け、信頼を勝ち得る企業グループを目指します。

#### 株主・投資家の皆さまへ

IDECグループは、株主・投資家の皆さまに対して、積極的に幅広いIR活動を通じ、グローバル企業としての説明責任を果たします。そして価値ある企業として成果を創出し、適正な利潤を確保することにより、皆さまの期待に応えることを目指します。

#### お取引先さまへ

IDECグループは、お取引先さまに対して、公正で合理的な取引基準を設け、強いパートナーシップを築くことで、互いに繁栄し成長し続ける信頼関係づくりに努めることを目指します。

#### 国際社会・地域の皆さまへ

IDECグループは国際社会・地域の皆さまに対して、企業活動を通じた交流・親交を深め、それぞれの文化、歴史を尊重し、社会貢献・支援活動を行います。また、地球環境の保全活動も積極的に行いグリーンエコノミーの実現に向けて貢献することを目指します。

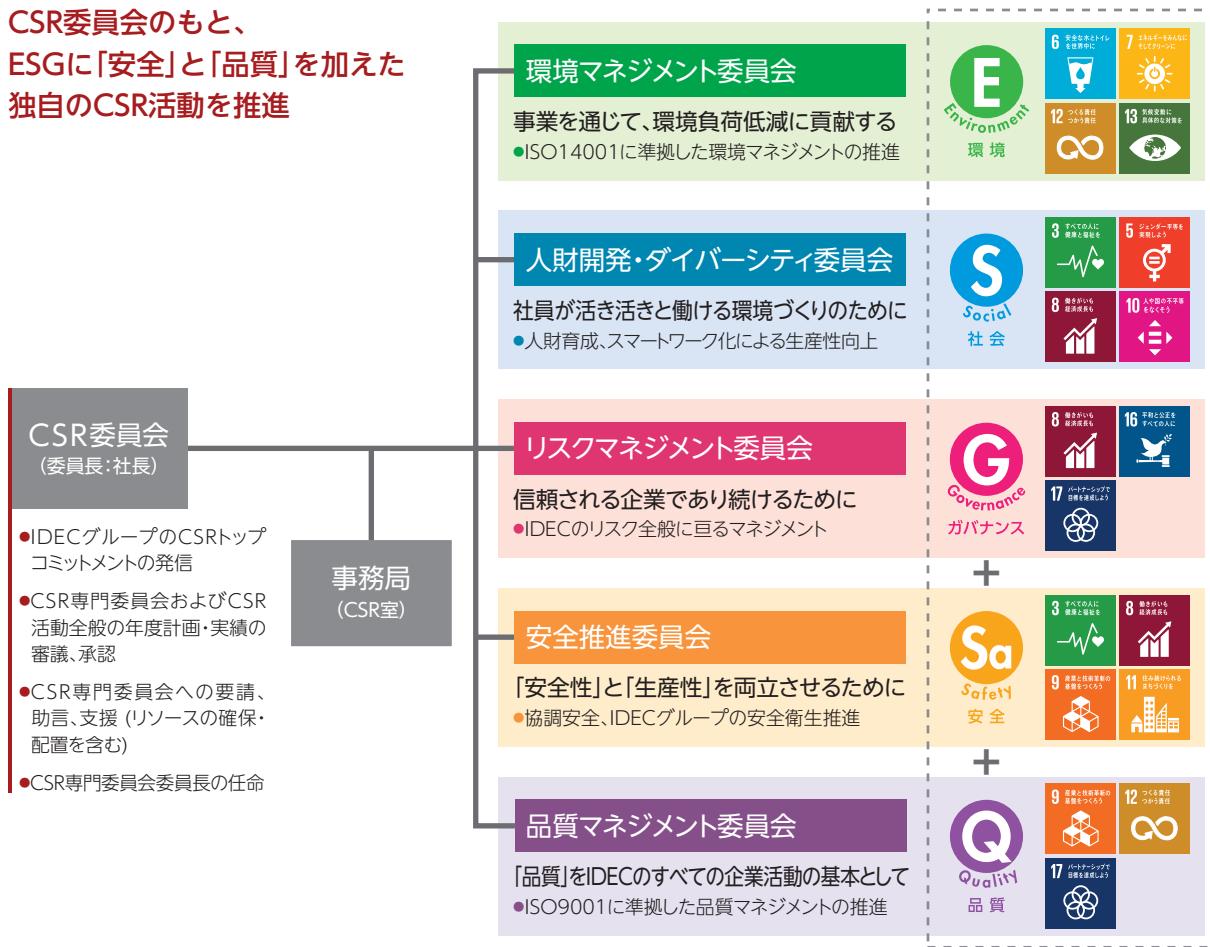
## 持続可能な開発目標 (SDGs) への取り組み



2015年9月、国連本部において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球および繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げました。これが、17の目標、169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。

IDECグループは、グローバルに事業を行う企業体として長期的な視野に立って、SDGsの目標達成に寄与していくことを目指しています。

## CSR委員会のもと、 ESGに「安全」と「品質」を加えた 独自のCSR活動を推進



2018年4月に当社は、持続可能な社会の実現に向けて、企業の社会的責任(CSR)を果たすために、代表取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置しました。

近年企業価値基準として重要視されてきている、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の3分野と、「安全をつくる」メーカーとして当社の根幹となる安全(Safety)、品質(Quality)の2分野(Sa、Q)を加えた5つの分野を重点分野としています。

CSR委員会の下に各分野毎の専門委員会を設け、それぞれのテーマに即した全社施策の検討や推進に取り組みます。また、CSR室を中心に、各種社会貢献・地域貢献活動を推進しています。

#### 4 重要な設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、1,991百万円であります。その主なものは、日本およびアジア・パシフィック地域における製品品質・生産能力強化を目的とした生産設備の投資、欧州地域における生産・物流能力強化を目的とした生産拠点の再編にともなうものであります。

#### 5 重要な資金調達の状況

当連結会計年度においては、APEMグループの買収に係る短期借入金の返済資金の一部に充当するため、自己株式の処分による株式売出しを行い、総額5,783百万円の資金調達を行いました。

#### 6 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

##### 1. 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
3,873名	38名減

##### 2. 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
848名	56名増

#### 7 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,900百万円
株式会社みずほ銀行	6,900百万円
株式会社三井住友銀行	3,500百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,000百万円
シンジケートローン	3,000百万円

- (注) 1. 借入金残高10億円以上を記載しております。  
 2. シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする、金融機関8行の協調融資によるものであります。  
 3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

## 2 会社役員に関する事項

### 1 取締役および監査役の状況 (2018年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役兼社長	船 木 俊 之	代表執行役員 IDEC CORPORATION Chairman, C.E.O.
代表取締役専務	船 木 幹 雄	専務執行役員 IDEC CORPORATION President, C.O.O.
取締役	藤 田 慶 二 郎	
取締役	中 川 剛	
取締役	八 田 信 男	株式会社ファーマフーズ 社外監査役
取締役	山 本 卓 二	
取締役	金 井 美 智 子	弁護士法人大江橋法律事務所 社員 コンドレーテック株式会社 社外取締役 三共生興株式会社 社外監査役
常勤監査役	古 川 正 行	
監査役	谷 口 弘 一	公認会計士・税理士(公認会計士税理士谷口弘一事務所 所長)
監査役	阪 本 政 敬	弁護士(関西中央法律事務所 代表)
監査役	川 人 正 孝	税理士(川人正孝税理士事務所 所長)

- (注) 1. 取締役中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏、金井美智子氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役谷口弘一氏、阪本政敬氏、川人正孝氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役谷口弘一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役川人正孝氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役および社外監査役の全員は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

### 2 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役(うち社外取締役)	7名(4名)	215百万円(26百万円)
監査役(うち社外監査役)	4名(3名)	15百万円(9百万円)
合 計	11名	231百万円

### 3 社外役員の状況

#### 1. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先は39頁の「1 取締役および監査役の状況」に記載のとおりであり、いずれも当社との間には重要な取引関係等はありません。

#### 2. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席回数	主な活動状況
中川剛	社外取締役	[取締役会] 7/7 (100%)	主に会社役員として企業経営に携わってきた豊富な経験や電機業界をグローバルに捉えた識見に基づき、取締役会において必要かつ積極的な発言を適宜行っております。
八田信男	社外取締役	[取締役会] 7/7 (100%)	主に会社役員として企業経営や半導体業界において海外事業に携わってきた豊富な経験に基づく識見から、取締役会において必要かつ積極的な発言を適宜行っております。
山本卓二	社外取締役	[取締役会] 7/7 (100%)	主に制御機器業界において、海外事業の立ち上げや事業戦略の立案・遂行に携わった豊富な経験に基づく識見から、取締役会において必要かつ積極的な発言を適宜行っております。
金井美智子	社外取締役	[取締役会] 7/7 (100%)	主に弁護士としての豊富な経験に基づく法律に関する専門的知識と識見から、取締役会において必要かつ積極的な発言を適宜行っております。
谷口弘一	社外監査役	[取締役会] 7/7 (100%) [監査役会] 8/9 (89%)	主に公認会計士としての豊富な経験に基づく財務および会計に関する専門的知識と識見から、取締役会および監査役会において必要かつ積極的な発言を適宜行うなど、当社の監査体制の強化に寄与しております。
阪本政敬	社外監査役	[取締役会] 6/7 (86%) [監査役会] 9/9 (100%)	主に弁護士としての豊富な経験に基づく法律に関する専門的知識と識見から、取締役会および監査役会において必要かつ積極的な発言を適宜行うなど、当社の監査体制の強化に寄与しております。
川人正孝	社外監査役	[取締役会] 7/7 (100%) [監査役会] 9/9 (100%)	主に税理士としての豊富な経験に基づく税務に関する専門的知識と識見から、取締役会および監査役会において必要かつ積極的な発言を適宜行うなど、当社の監査体制の強化に寄与しております。

# Management structure

ご参考 経営体制について

健全かつ透明性の高い、  
効率的な経営の実現を目指しています。

当社は社外取締役、社外監査役を積極的に任用するとともに、  
経営の監督機能と執行機能の分離を行い、常に経営の透明性と  
効率性を重視した経営を行っております。

なお、組織図は2018年4月1日現在のものとなります。



代表取締役会長兼社長  
船木 俊之

株主総会

取締役会

経営会議

社長



北米

商品・市場戦略  
統括部

国内営業統括部

北米担当(兼)

統括部長(兼)

執行役員  
国内営業担当

船木 幹雄 Arnaud Mondy

多田 映一

セールスマーケティング  
統括本部

新規事業開発統括部

商品開発本部

技術戦略本部



常務執行役員  
セールスマーケティング担当  
Arnaud Mondy



執行役員  
新規事業開発担当  
原田 博丞



執行役員  
商品開発担当  
錦 朋範



常務執行役員  
技術戦略担当  
藤田 俊弘



APEM

EU

アジア・  
パシフィック

中国 台湾



執行役員

APEM 担当 APEM CEO (兼)  
Grégory Sachnine



EU担当

James Cooper



アジア・  
パシフィック担当  
杉原 修平



執行役員

中国事業推進担当  
河中 泰治

監査役会



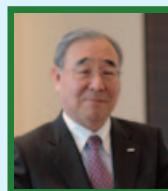
常勤監査役  
古川 正行



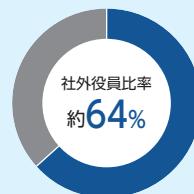
社外監査役  
谷口 弘一



社外監査役  
阪本 政敬



社外監査役  
川人 正孝



代表取締役専務  
船木 幹雄



取締役  
藤田 慶二郎



社外取締役  
中川 剛



社外取締役  
八田 信男



社外取締役  
山本 卓二



社外取締役  
金井 美智子

生産・SCM本部



執行役員  
生産・SCM担当  
赤松 浩二

経営戦略企画部



部長  
小川 泰幸

品質保証センター



執行役員  
品質保証担当  
松本 敦

人材戦略部



執行役員  
人材戦略・CSR担当  
村井 俊文

CSR室



室長  
川内 理絵

経営管理部



執行役員  
経営管理担当  
西山 嘉彦

ITセンター



室長  
小西 高明

内部監査室



室長  
杉田 稔樹



第2号議案を原案どおり  
ご承認いただいた場合、  
監査等委員でない取締役  
に就任



第3号議案を原案どおり  
ご承認いただいた場合、  
監査等委員である取締役  
に就任

## 3 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2017年6月23日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### 2 会計監査人の報酬等の額

区分	内 容	金 額
①	当社が支払うべき報酬等の額(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額)	46百万円
②	当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、一部を除き、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

### 3 非監査業務の内容

国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務等を委託し、対価を支払っております。

### 4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性・信頼性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

## 4 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関し、現時点で具体的な脅威等に晒されている事実は無く、それについて特段の基本方針を決定しておりませんが、従来、企業価値の向上こそが最も重要かつ有効な対応策であるとの認識のもとに経営活動を行っておりますので、今後ともその活動を一層深めるとともに、有事の際には、株主さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまの利益を毀損することなく対処できる最善の方法を考慮してまいります。

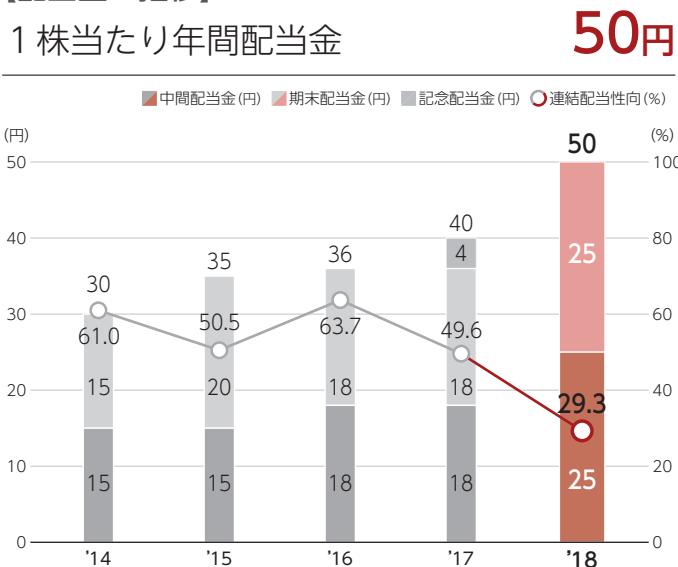
また、それらについての具体的な基本方針を会社として決定した場合には、すみやかに株主の皆さまにお知らせいたします。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社におきましては、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主さまに対する安定的な配当の維持ならびに適正な利益の還元を実施することを経営の最重要施策の一つと認識し、中長期的な観点でROE(自己資本利益率)および株主資本配当率の向上に努めてまいりました。一方で、内部留保につきましても、事業展開を勘案し、中長期的展望に立った研究開発投資、生産合理化投資、情報化投資等に有効活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化にも取り組んでおります。さらに、利益還元の機動性を確保するために、取締役会決議による剰余金の配当が実施できる旨を、当社定款第41条に規定しております。

以上の方針を踏まえ、当期の期末配当金につきましては1株当たり25円とすることに決定いたしました。これにより、中間配当金の25円と合わせ、1株当たりの年間配当金は50円となります。今後の配当方針につきましては、引き続き中間・期末配当を着実に実施することを基本に、株主の皆さまへの利益還元を重視したうえで、業績、外部環境などの変化に対応した機動的な配当政策を展開してまいります。

### 【配当金の推移】



(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 連結計算書類

# Consolidated Financial Statements

## 連結貸借対照表

平成30年3月31日現在

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	40,614	<b>流動負債</b>	26,953
現金及び預金	12,341	支払手形及び買掛金	5,440
受取手形及び売掛金	12,136	電子記録債務	1,826
有価証券	1,062	1年内償還予定の社債	10
商品及び製品	6,960	短期借入金	12,200
仕掛品	1,582	1年内返済予定の長期借入金	656
原材料及び貯蔵品	4,362	リース債務	105
繰延税金資産	740	未払法人税等	1,418
その他	1,479	未払金	894
貸倒引当金	△51	未払費用	2,879
<b>固定資産</b>	50,939	前受金	212
<b>有形固定資産</b>	19,690	預り金	675
建物及び構築物	7,834	製品保証引当金	57
機械装置及び運搬具	3,100	その他の	576
工具器具及び備品	1,115	<b>固定負債</b>	19,308
土地	7,020	社債	35
リース資産	203	長期借入金	14,428
建設仮勘定	416	リース債務	145
<b>無形固定資産</b>	28,631	繰延税金負債	2,542
商標権	3,122	役員退職慰労引当金	80
顧客関連資産	10,087	退職給付に係る負債	1,739
ソフトウェア	494	資産除去債務	61
リース資産	27	長期未払金	4
のれん	14,816	その他	271
その他	83	<b>負債合計</b>	46,261
<b>投資その他の資産</b>	2,617	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	1,120	<b>株主資本</b>	42,212
長期貸付金	365	資本金	10,056
退職給付に係る資産	292	資本剰余金	9,106
繰延税金資産	166	利益剰余金	23,370
その他	709	自己株式	△320
貸倒引当金	△37	<b>その他の包括利益累計額</b>	2,793
<b>資産合計</b>	91,554	その他有価証券評価差額金	485
		為替換算調整勘定	2,375
		退職給付に係る調整累計額	△68
		<b>新株予約権</b>	19
		非支配株主持分	267
		<b>純資産合計</b>	45,292
		<b>負債・純資産合計</b>	91,554

## 連結損益計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	59,783
売上原価	33,760
<b>売上総利益</b>	26,022
販売費及び一般管理費	19,909
<b>営業利益</b>	6,112
営業外収益	
受取利息及び配当金	66
持分法による投資利益	39
為替差益	825
その他	182
<b>営業外費用</b>	1,114
支払利息	163
減価償却費	31
デリバティブ損失	309
その他	239
<b>経常利益</b>	6,484
特別利益	
固定資産売却益	22
投資有価証券売却益	777
新株予約権戻入益	1
<b>特別損失</b>	801
固定資産売却損	12
固定資産廃棄損	31
投資有価証券売却損	2
<b>税金等調整前当期純利益</b>	45
法人税、住民税及び事業税	2,107
<b>法人税等調整額</b>	7,240
<b>当期純利益</b>	1,911
非支配株主に帰属する当期純利益	32
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	5,296

# 計算書類

# Non-Consolidated Financial Statements

## 貸借対照表

平成30年3月31日現在

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	19,534	流動負債	19,917
現金及び預金	4,041	支払手形	74
受取手形	28	買掛金	2,347
売掛金	7,637	電子記録債務	1,826
商売用金	800	短期借入金	11,300
製材品	2,047	一年内返済予定長期借入金	600
原材料	1,405	リース債務	88
仕掛品	567	未払金	680
貯蔵品	53	未払費用	1,279
前払費用	149	未払法人税等	990
繰延税金資産	544	預り金	642
関係会社短期貸付金	1,104	製品保証引当金	36
未収入金	849	その他の	50
支給材料未収入金	339	固定負債	16,104
その他の	24	長期借入金	14,400
貸倒引当金	△60	リース債務	135
固定資産	49,246	退職給付引当金	1,206
有形固定資産	12,935	役員退職慰労引当金	57
建物	5,001	資産除去債務	37
構築物	236	その他の	267
機械及び装置	1,080	負債合計	36,021
車両運搬具	43	純資産の部	
工具器具及び備品	630	株主資本	32,544
土地	5,516	資本金	10,056
リース資産	179	資本剰余金	9,106
建設仮勘定	247	資本準備金	5,000
無形固定資産	269	その他資本剰余金	4,106
ソフトウェア	225	利益剰余金	13,702
リース資産	27	その他利益剰余金	13,702
その他の	15	固定資産圧縮積立金	533
投資その他の資産	36,041	繰越利益剰余金	13,169
投資有価証券	363	自己株式	△320
関係会社株式	25,790	評価・換算差額等	196
関係会社出資金	1,314	その他有価証券評価差額金	196
従業員長期貸付金	2	新株予約権	18
関係会社長期貸付金	7,789	純資産合計	32,759
前払年金費用	363	負債・純資産合計	68,781
繰延税金資産	26		
差入保証金	256		
保険積立金	164		
その他の	6		
貸倒引当金	△37		
資産合計	68,781		

## 損益計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	30,499
売上原価	18,300
売上総利益	12,198
販売費及び一般管理費	9,513
営業利益	2,685
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,488
為替差益	816
受取手数料	109
その他の	108
2,523	
営業外費用	
支払利息	124
減価償却費	8
デリバティブ損失	267
その他の	80
480	
経常利益	4,728
特別利益	
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	777
新株予約権戻入益	1
780	
特別損失	
固定資産売却損	11
固定資産廃棄損	7
19	
税引前当期純利益	5,489
法人税、住民税及び事業税	1,188
法人税等調整額	△63
1,125	
当期純利益	4,364

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参考資料

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

IDEC株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田朝喜	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中嶋誠一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩淵貴史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、IDEC株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、IDEC株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

IDEC株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田朝喜	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中嶋誠一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩淵貴史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、IDEC株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査役会の監査報告書 謄本

#### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

##### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

IDEC株式会社 監査役会

常勤監査役 古川正行 ⑩

監査役 谷口弘一 ⑩

監査役 阪本政敬 ⑩

監査役 川人正孝 ⑩

(注) 監査役、谷口弘一、阪本政敬、川人正孝の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## IDEC NEWS

### 1 自動認識機器メーカーの株式会社ウェルキャットがグループ会社に

2017年8月より、自動認識機器分野において高い技術力を持つ株式会社ウェルキャットが、新しくIDECグループに加わりました。主力製品の片手操作でのデータ収集が可能なハンディターミナルや、ハンズフリーの作業を実現するウェアラブルターミナルなどは、物流、流通、医療業界をはじめとするさまざまな業界で利用されています。

また、付加価値の高いソフトウェアを組み合わせることで、情報の「見える化」や業務の「効率化」にも貢献しています。



ハンディターミナル

**welcat**  
Over the Wave



ウェアラブルターミナル

こんなところに

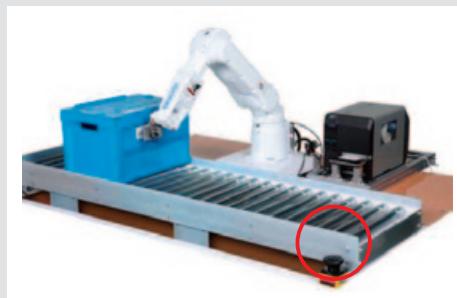
**IDEC**

## 物流現場で活躍するロボットシステムに IDECのセーフティレーザスキャナが 搭載されています。

近年人手不足などを背景に、さまざまな場所でロボットの導入が進んでいます。IDECでは、「人と機械の共存」を実現するさまざまな安全関連機器を展開しており、今回物流現場で活躍する出荷ラベル貼り付けロボットシステムに、IDECのセーフティレーザスキャナ「SE2L形」が採用されました。

西部電機株式会社様のマテハンソリューションは、人の代わりにロボットが出荷用ケースにラベルを自動で貼り付けることができるシステムです。セーフティレーザスキャナをコンベア部分に設置することで、エリア内に人が侵入した際にロボットを自動で減速・停止でき、事故などのリスクを未然に防ぐことが可能となります。

IDECは、安全規格に準拠するさまざまな製品やソリューションの提供を通じて、生産現場の安全性や生産性の向上に貢献しています。



物流系ソリューション「ロボティクス・マテハン®」

※「ロボティクス・マテハン®」は、西部電機株式会社様の登録商標です。

## 2 IoT (Internet of Things) を実現する製品を新発売

IoTやIndustry4.0などの進展とともに、製造現場におけるネットワーク環境の重要性は年々高まっています。

こういった需要に対応するため、ネットワーク関連機能を充実し、遠隔地からの操作や監視を可能にするプログラマブルコントローラ (PLC) 「FC6A形」の新モデルを2017年10月に発売しました。また、さまざまなインターフェイスとPLCなどをつなぐハブとなる産業用イーサネットスイッチ「SX5E形」を発売するなど、多様なニーズにお応えするラインアップの強化を進めています。



(左) プログラマブルコントローラ  
(右) イーサネットスイッチ

### お客さまのご紹介



## 西部電機株式会社

1927年に西部電気工業所として創業された西部電機株式会社様は、製品の供給を通じて、食品・医薬・自動車・電機・精密機械・流通・運輸倉庫など幅広い分野における生産性の向上、物流の合理化・効率化・省力化・無人化に貢献されています。

### IDECのさまざまな安全関連機器が幅広い分野で活躍しています！



今回ご採用いただいた、  
**セーフティレーザスキャナ**



ティーチングペンダントと、  
そこに組み込まれるイネーブル装置



安全スイッチ



非常停止用  
押ボタンスイッチ

## Notes for shareholders

株主名簿管理人事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先	☎ <b>0120-782-031</b> (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く) ホームページ <a href="http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html">http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html</a> 各種お手続き用紙の印刷 <a href="http://www.smtb.jp/personal/agency/request/index.html">http://www.smtb.jp/personal/agency/request/index.html</a>
公告の方法	電子公告により行います。 <a href="http://jp.idec.com/ja/aboutIDEC/ir/stockholder_info">http://jp.idec.com/ja/aboutIDEC/ir/stockholder_info</a> ただし、電子公告によることができない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。

■株主さまの住所変更、買取・買増請求その他各種お手続きは、開設されている口座の管理機関(証券会社等)にお問い合わせください。

## / 配当金のお受け取り方法

お受け取りには、下記1~3の3つの方法がございます。

2または3でのお受け取りをご希望される場合は、お取引のある証券会社等にお問い合わせください。

**1 郵便局等でのお受け取り**

「配当金領収証」を持参し、郵便局等で受け取る方法

**2 証券口座でのお受け取り**

各証券会社の証券口座で受け取る方法

**3 銀行口座等でのお受け取り**

ご指定の金融機関口座で受け取る方法  
(個別銘柄ごとのご指定も可能です)



**ご注意**

- 郵便局等でのお受け取りの場合は、**受領期間内にお受け取りください。**  
(期間が経過してしまった場合は、上記の三井住友信託銀行にお問い合わせください。)
- お支払開始日から満3年を経過した配当金は、お受け取りができなくなります。

## / 単元未満株式の買取・買増制度

単元未満株式は、そのままでは市場で売買ができませんので、下記の制度をご利用いただくことができます。

**買取請求** 100株未満の株式を、当社に市場価格で売却できる制度

(例)60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

60株 - 60株 =  現金化

**買増請求** 100株に不足する数を、当社から市場価格で買い増しできる制度

(例)60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

60株 + 40株 = **100株** 単元株(100株)

## お知らせ お取引のある証券会社等へマイナンバーをお届出ください！

株式のお手続きが必要となりますので、株主さまから、お取引のある証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

### 株式関係業務におけるマイナンバーの利用

支払調書に株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出します。

- 主な支払調書
- ▶ 配当金に関する支払調書
  - ▶ 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

### マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

- ▶ 証券口座にて株式を管理されている株主さま  
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- ▶ 証券会社とのお取引がない株主さま  
左記の三井住友信託銀行までお問い合わせください。

### 特別口座管理株式

株券電子化の際、証券会社の口座に預けられていなかった当社株式は、三井住友信託銀行にある「特別口座」で管理されております。制度上、「特別口座」に管理されている株式は証券市場で売買できない等の制約がございます。ご所有の株式が「特別口座」で管理されている場合は、証券口座への振替をお願いいたします。

お手元に株券がある（証券会社に株式を預けていない）  
配当金のご連絡通知に記載されている株式数と、証券会社に預けている株式数が一致しない

お心当たりが  
ございましたら

株式が「特別口座」で  
管理されている  
可能性がございます

■ご所有の株式が「特別口座」で管理されているかご不明な株主さまは、左記の三井住友信託銀行へお問い合わせください。

### 「特別口座」にある株式の証券口座への振替方法

証券会社に口座を  
開設する。

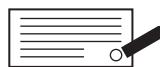
既に証券会社に株式  
取扱い口座をお持ち  
であれば、新規開設は  
不要です。



振替用の申請用紙を  
請求する。

左記の三井住友信託銀行  
のホームページから、申請  
用紙をダウンロードいた  
だけます。

必要事項を記入・押印  
して三井住友信託銀行  
に送付する。



手続完了

証券会社の口座に  
株式が振替わります。

開催日時 2018年6月15日(金曜日) 午後3時

開催会場 当会社本店 2階ホール 大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号 TEL:06-6398-2550

※当社へのご理解をより一層深めていただくため、株主総会終了後、株主さまとの懇談の場を設けさせていただきます。

交通のご案内 ※お車でのご来場はご遠慮願います。



### JR & 地下鉄御堂筋線 新大塚駅

バス: 地下鉄4号出口より地上へ降りた場所に係員が待機しております。

徒歩: 地下鉄4号出口より約20分。

### 阪急宝塚線 三国駅

バス: 改札口付近に係員が待機しております。

徒歩: 北口より約10分。

13:30から14:40までの間、地下鉄新大塚駅および阪急三国駅より送迎バスを運行します。



### ■ JR(新幹線・在来線)よりお越しの方

改札口(3階)を出ましたら、新幹線のりば(中央口)へ向かい新大塚阪急ビル内すぐ左手のエスカレーターで降り、地下鉄御堂筋線のりばへお進みいただき、4号出口を出て階段を降りてください。

### ■ 地下鉄(御堂筋線)よりお越しの方

千里中央寄り階段(A・B)を降り、4号出口を出て階段を降りてください。

株主さま全体の公平性への配慮から、本年より総会ご出席株主さまへのお土産を廃止させていただきます。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。



IDEC株式会社  
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号  
TEL: 06-6398-2550 FAX: 06-6398-2540  
URL: <http://jp.idec.com>

